



2024.10

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）

ユニット・リンク介護保険（終身移行型）



「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。
お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては
「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

個別のご契約内容（基本保険金額、保険料、第1保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路など）については、「申込書」（アクサ生命所定の端末に表示された申込画面に入力する方法を含みます。以下同じ。）に記入していただきます。**お申込みの際には、この契約概要と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。**

ユニット・リンク介護保険（終身移行型） 商品の特徴

この保険は、所定の要介護状態、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に保険金をお支払いします。保険期間は、特別勘定資産の運用実績に応じて積立金額が変動（増減）する第1保険期間と、第1保険期間満了日の積立金額をもとに一生涯の保障を確保する第2保険期間に区分されています。

ご注意

- 第1保険期間中の**積立金額、払いもどし金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険**です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- お払込みいただく保険料のうち、その一部はご契約の締結や維持、保険金額の最低保証に必要な費用などにあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。（払いもどし金額や積立金額に最低保証はありません。）**
- 第2保険期間の保険金額が、**基本保険金額を下回る場合があります。**
- 第1保険期間満了日の翌日（第2保険期間移行日）から第2保険期間に移行します。ただし、次の場合は、第2保険期間への移行はなかったものとし、ご契約は第1保険期間満了時に消滅します。
 - ・ 第2保険期間移行日の保険金額がアクサ生命所定の金額に満たないとき
 - ・ 貸付金があり、基本保険金額からその元利金を差し引いた額がアクサ生命所定の金額に満たないとき

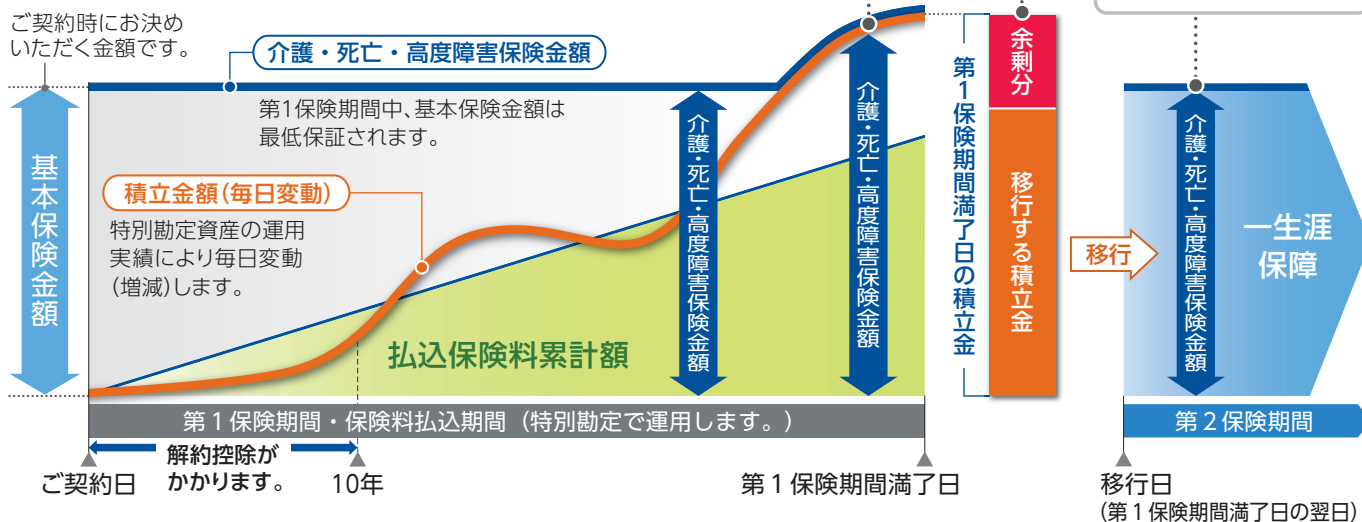
運用が好調な場合

第2保険期間移行日の保険金額が**基本保険金額***を超える場合は、**積立金の余剰分**をご契約者にお支払いします。

※所定の条件があります。

お支払事由に該当したときに積立金額が**基本保険金額**を上回る場合は、**積立金額**をお支払いします。

第2保険期間の保険金額は、**基本保険金額**と同額です。

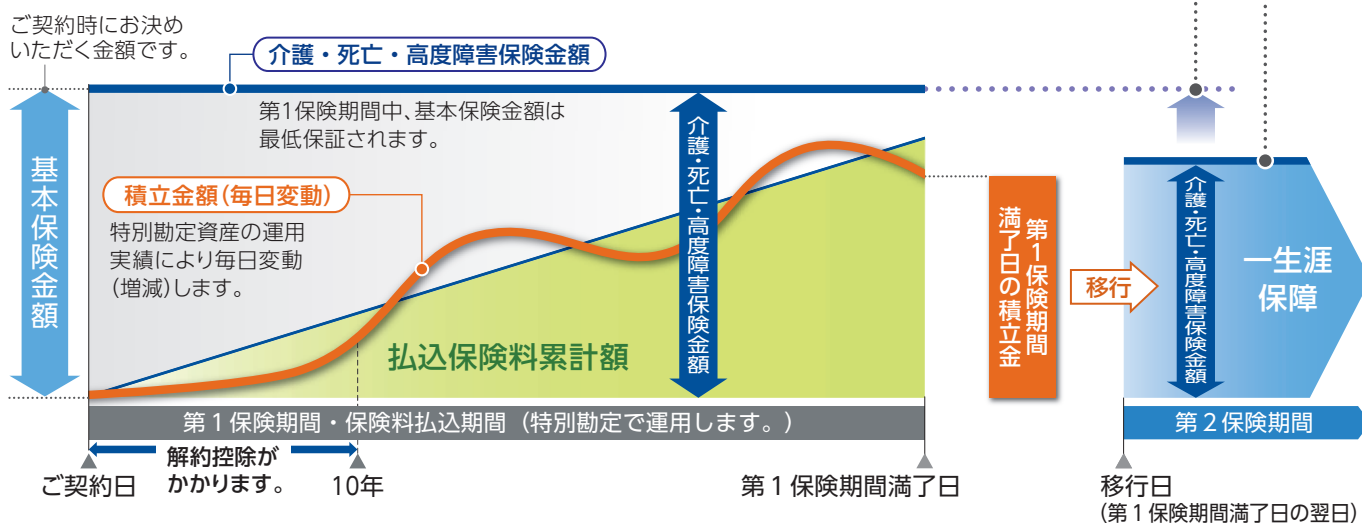


運用が不調な場合

第2保険期間の保険金額が基本保険金額に満たないときは、ご契約者は、第2保険期間移行日から3ヵ月以内ならば、所定の金額を払い込むことで第2保険期間の保険金額を**基本保険金額***と同額にすることができます。

※所定の条件があります。

第2保険期間の保険金額は、第2保険期間移行日前日の積立金額により計算した金額となります。



*貸付金がある場合にはその元利金を差し引いた額とします。
 ※記載の図はイメージであり、将来の積立金額などを保証するものではありません。

保障内容について

お支払事由	お支払金	お支払額		受取人
		第1保険期間*1中	第2保険期間*2中	
責任開始期以後のケガまたは疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ・ 公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき ・ 所定の要介護状態が180日継続したと診断確定されたとき	介護保険金	基本保険金額またはお支払事由に該当した日の積立金額の、いずれか大きい金額	第2保険期間移行日前日の積立金額により計算した金額*3	被保険者
死亡したとき	死亡保険金			死亡保険金受取人
責任開始期以後のケガまたは疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したとき	高度障害保険金			被保険者

*1 特別勘定による運用を行う期間で、ご契約日からご契約時にご指定いただいた期間の満了日までとします。

*2 第1保険期間満了日の翌日から終身の期間とします。

*3 第2保険期間への移行後にその金額が変更されたときは、変更後の金額とします。

- 介護保険金、死亡保険金および高度障害保険金はそれぞれ重複してお支払いしません。
- 介護保険金を支払われた場合には介護保険金のお支払事由に該当したときから、高度障害保険金を支払われた場合には所定の高度障害状態に該当したときから、ご契約は消滅します。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。
- 所定の要介護状態は、約款に定められた次の要介護状態となります。

要介護状態

次のいずれかに該当したとき

- 1 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- 2 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 b. 衣服の着脱が自分ではできない。 c. 入浴が自分ではできない。
 d. 食物の摂取が自分ではできない。 e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

保険料の払込免除について

次の場合に以後の保険料のお払込みを免除します。

- 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき。

3大疾病保険料払込免除特約

この特約を付加したご契約は、
次の場合にも、以後の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	保険料のお払込みを免除する場合
ガン	初めて所定のガン(悪性新生物)と診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として発病した所定の急性心筋梗塞の治療を目的として次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 手術を受けたとき (イ) 継続して5日以上入院*をしたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として発病した所定の脳卒中の治療を目的として次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 手術を受けたとき (イ) 継続して5日以上入院*をしたとき

*同一の急性心筋梗塞または脳卒中により転入院または再入院した場合、退院日の翌日から31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した1回の入院とみなします。

- 責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みを免除しません。
- 責任開始日から90日以内にガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除しません。ただし、責任開始日からその日を含めて90日経過後に、責任開始日から90日以内に診断確定されたガンとは因果関係のない新たなガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除します。
- 急性心筋梗塞または脳卒中を発病しただけでは、保険料のお払込みを免除しません。所定の治療を受けたときに保険料のお払込みを免除します。

- 保険料のお払込みの免除の対象となる手術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている所定の手術に限ります。
- この特約を付加した場合でも、特別勘定で運用される金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額となります。
- ご契約が第2保険期間に移行したとき、または自動定額払済介護定期保険、ユニット・リンク払済介護保険(終身移行型)、定額払済介護定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。
- 7大疾病保険料払込免除特約とあわせて付加することはできません。
- この特約の中途付加のお取り扱いはありません。
- この特約のみの解約はお取り扱いしません。

7大疾病保険料払込免除特約

この特約を付加したご契約は、
次の場合にも、以後の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	保険料のお払込みを免除する場合
ガン	初めて所定のガン(悪性新生物)と診断確定されたとき
糖尿病	責任開始期以後の疾病を原因として所定の糖尿病を発病し、次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 糖尿病性網膜症の治療を目的として、網膜または硝子体に対する手術を受けたとき (イ) 上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として切断術を受けたとき
高血圧性疾患	責任開始期以後の疾病を原因として所定の高血圧性疾患を発病し、大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として手術を受けたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として発病した所定の急性心筋梗塞の治療を目的として次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 手術を受けたとき (イ) 継続して5日以上入院*をしたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として発病した所定の脳卒中の治療を目的として次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 手術を受けたとき (イ) 継続して5日以上入院*をしたとき
肝硬変	責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき (ア) 所定の肝硬変を発病し、食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を目的として手術を受けたとき (イ) 所定の肝硬変の治療を目的として、肝臓の移植術を受けたとき (ウ) 所定の肝硬変の治療を目的として、継続して5日以上入院*をしたとき
慢性腎臓病	責任開始期以後の疾病を原因として発病した所定の慢性腎臓病の治療を目的として次の(ア)または(イ)に該当したとき (ア) 永続的な人工透析療法を開始するための手術を受けたとき (イ) 腎臓の移植術を受けたとき

*同一の急性心筋梗塞、脳卒中または肝硬変により転入院または再入院した場合、退院日の翌日から31日以内の転入院または再入院であるときは、継続した1回の入院とみなします。

- 責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、保険料のお払込みを免除しません。
- 責任開始日から90日以内にガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除しません。ただし、責任開始日からその日を含めて90日経過後に、責任開始日から90日以内に診断確定されたガンとは因果関係のない新たなガンと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除します。
- 糖尿病、高血圧性疾患、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎臓病を発病しただけでは、保険料のお払込みを免除しません。所定の治療を受けたときに保険料のお払込みを免除します。

- 保険料のお払込みの免除の対象となる手術、切断術または移植術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている所定の手術に限ります。
- この特約を付加した場合でも、特別勘定で運用される金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額となります。
- ご契約が第2保険期間に移行したとき、または自動定額払済介護定期保険、ユニット・リンク払済介護定期保険(終身移行型)、定額払済介護定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。
- 3大疾病保険料払込免除特約とあわせて付加することはできません。
- この特約の中途付加のお取り扱いはありません。
- この特約のみの解約はお取り扱いしません。

リビング・ニーズ特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに、この特約の保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の全部または一部について、この特約により保険金をお支払いします。
- 同一被保険者につき通算して3,000万円を上限として、基本保険金額または第2保険期間中の保険金額からこの特約の保険金額を指定していただきます。
 - ・指定された保険金額から、この特約の保険金の請求日(請求書類がアクサ生命の本社、支社、営業店などに到着した日。以下同じ。)から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料、ならびに貸付金がある場合にはその元利合計額を差し引いた金額をお支払いします。
- 請求日が第1保険期間の満了前1年以内である場合、この特約の保険金はお支払いしません。(第2保険期間移行後は、特約保険金の請求ができます。)

指定代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。
- 指定代理請求人を指定された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

年金払特約(06)について

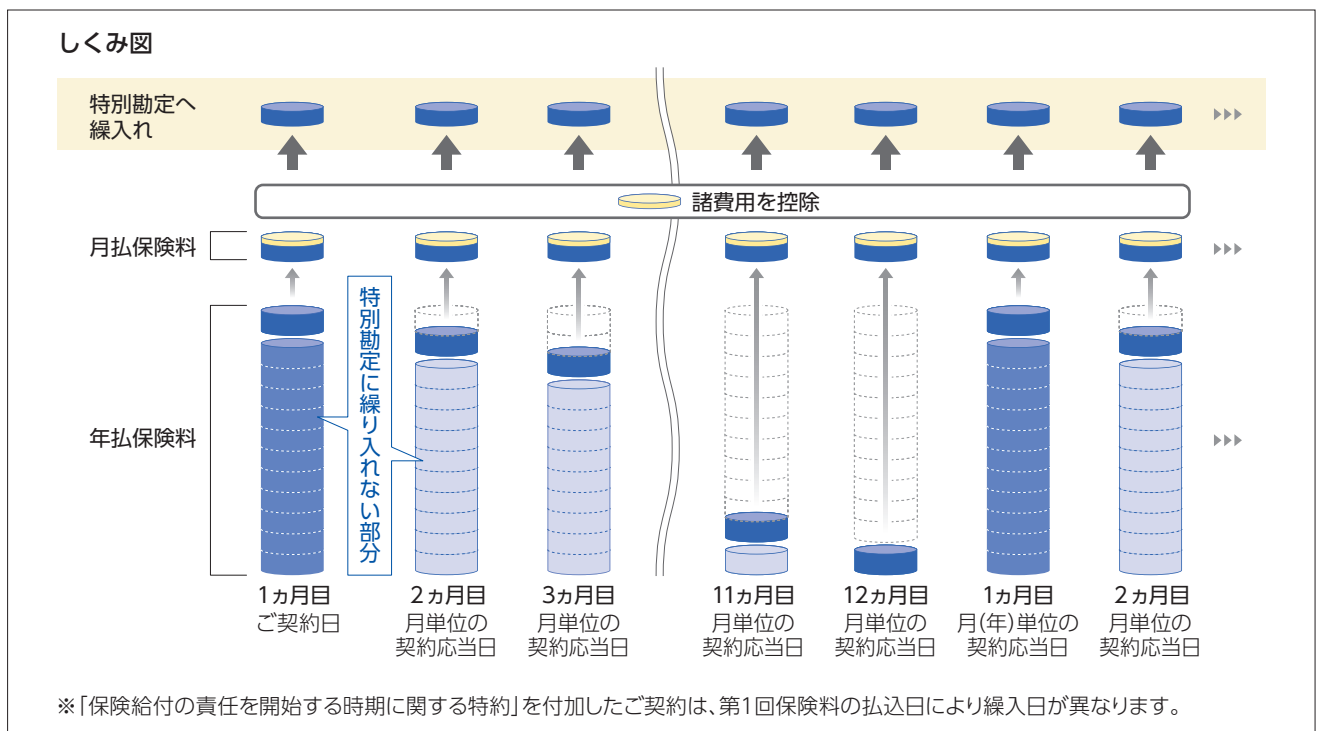
- この特約を付加することにより、保険金を年金でお受け取りになることができます。
- この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定日の基礎率(予定利率、予定死亡率など)などにもとづいて計算した金額となります。

年金払移行特約について

- アクサ生命所定の期間経過後、この特約を付加することにより、保障に代えて、積立金などを年金払に移行することができます。ただし、第2保険期間移行日に年金払に移行することはできません。
- この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、中途付加日が第1保険期間中の場合は年金支払開始日前日の所定の積立金額、第2保険期間中の場合は責任準備金などの合計額をもとに、年金支払開始日の基礎率(予定利率、予定死亡率など)などにもとづいて計算します。

年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則(ユニット・リンク介護保険(終身移行型)用)について

- この特則は、年払により保険料をお支払いいただく場合に適用します。(以下、年払で払い込んでいただく保険料を「年払保険料」といいます。)
- 年払保険料は、月払保険料(普通保険料率による月払契約の場合の保険料とします。以下同じ。)にアクサ生命所定の係数を乗じた金額とします。
- 年払保険料は分割し、月払保険料として、毎月特別勘定に繰り入れます。
 - ・特別勘定に繰り入れる際に、月払保険料から保険関係費のうちご契約の締結、維持などに必要な費用を控除します。



保険料の高額割引制度について

- 保険料は、基本保険金額が1,000万円以上の場合に割引されます。

解約および減額について

解約または減額された場合などには、払いもどし金をお支払いします。

解約について

- 解約されるとご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 第1保険期間中の払いもどし金は、アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日(解約日)の積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。
 - ・解約日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
 - ・解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数*により計算した額となります。
 - ・解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 第2保険期間中の払いもどし金は、経過した年月数により計算した金額をお支払いします。
- 3大疾病保険料払込免除特約および7大疾病保険料払込免除特約の払いもどし金はありません。

減額について

- 減額は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日(減額日)の翌日から効力を生じます。
- 減額部分は解約されたものとしてお取り扱いし、減額分に対応する払いもどし金をお支払いします。
- 減額後の金額がアクサ生命所定の金額を下回る減額はお取り扱いいたしません。
- 第1保険期間中、基本保険金額を減額される場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
 - ※減額部分にも解約控除がかかります。
 - 減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。

【第1保険期間中】

払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額が払込保険料総額を下回る場合があります。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

契約者貸付制度について

- 中途でお金をご入用のときに、所定の条件を満たせばご契約者に対する貸付制度をご利用いただけます。
 - ・貸付金額は払いもどし金額の一定の範囲内です。
 - ・利息はアクサ生命所定の利率で計算します。
 - ・利息を計算する際の利率については、アクサ生命ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

この保険に契約者配当金はありません。

特別勘定に属する資産の種類と運用方針などについて

- この保険は、第1保険期間中の資産運用の結果が、積立金額、払いもどし金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理、運用を行う必要があります。そのため、アクサ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針にもとづき運用します。
- 特別勘定の資産運用にあたっては特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保をめざし運用します。
- 各特別勘定は主として国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託を利用して運用されており、お客さまのニーズに合わせて選択、組み合わせができます。
- 各特別勘定および各特別勘定が利用する投資信託の運用方針などは次のとおりです。(2024年10月時点)
※各特別勘定は、運用方針にもとづいた投資を行います。市況動向、資金動向などによっては、記載のような運用が行えない場合があります。
- 第2保険期間移行後は、特別勘定による資産運用は起こりません。

特別勘定名:安定成長バランス型

運用方針	主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。 基本資産配分は、日本株式20%、外国株式20%、日本債券30%、外国債券30%とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.44990%程度* 1

基本資産配分比率、利用する投資信託は以下のとおりです。

基本資産配分比率	利用する投資信託		
	投資信託名	運用方針	委託会社
日本株式 20%	セレクション・ジャパン・エクイティ	11ページ 特別勘定:日本株式プラス型 の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
外国株式 20%	アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション	12ページ 特別勘定:外国株式プラス型 の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
日本債券 30%	日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	主として、マザーファンド*2の受益証券を通じて、わが国の公社債等(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。)に投資しベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。	大和アセットマネジメント株式会社
外国債券 30%	アーキタス・ワールド・エクス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本))に連動した投資成果をめざします。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド

*1 「安定成長バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2 「ダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)」のことをいいます。

特別勘定名: 積極運用バランス型

運用方針	主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。 基本資産配分は、日本株式25%、外国株式35%、日本債券20%、外国債券20%とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.50355%程度 *3

基本資産配分比率、利用する投資信託は以下のとおりです。

基本資産配分比率	利用する投資信託		
	投資信託名	運用方針	委託会社
日本株式 25%	セレクション・ジャパン・エクイティ	11ページ 特別勘定: 日本株式プラス型 の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
外国株式 35%	アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション	12ページ 特別勘定: 外国株式プラス型 の運用方針をご参照ください。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
日本債券 20%	日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	主として、マザーファンド*4の受益証券を通じて、わが国の公社債等(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。)に投資しベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。	大和アセットマネジメント株式会社
外国債券 20%	アーキタス・ワールド・エックス・ジャパン・パッシブ・ボンド・ファンド	主に日本を除く世界各国が発行する国債への投資を通じて、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本))に連動した投資成果をめざします。	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド

*3 「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*4 「ダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)」のことをいいます。

特別勘定名: 日本株式型

基本資産 配分比率	日本株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	国内株式インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)
	運用方針	マザーファンド*5の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX (東証株価指数、配当込み) の動きに連動した投資成果をめざして運用を行います。
	委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.06050%程度	

*5 「インデックス・マザー・ファンド国内株式」のことをいいます。

特別勘定名: 日本株式プラス型

基本資産 配分比率	日本株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	セレクション・ジャパン・エクイティ
	運用方針	純資産価額の3分の2以上を、日本を本拠地とする、または日本の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。
	委託会社	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.82600%程度	

特別勘定名: 外国株式型

基本資産 配分比率	外国株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	外国株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)
	運用方針	主として、マザーファンド*6の受益証券を通じて、外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
	委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度	

*6 「外国株式インデックスマザーファンド」のことをいいます。

特別勘定名: 外国株式プラス型

基本資産 配分比率	外国株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	アクサ・グローバル・エクイティ・セレクション
	運用方針	純資産価額の3分の2以上を、主に先進国(日本除く)の規制された市場に籍を置く株式、上場株式、取引価格がある株式、または流通株式に投資することにより、分散を図ったポートフォリオのアクティブ運用による長期的な元本の増大を目的として運用を行います。ベンチマークとしてMSCIコクサイ・インデックス(円ベース・税引後配当込み)を設定し、中長期で同インデックスを超える運用成果を追求します。なお、原則として純資産価額の40%程度については同インデックスの動きに連動した投資成果をめざして運用を行います。
	委託会社	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.49500%程度	

特別勘定名: 世界株式プラス型

基本資産 配分比率	世界株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	アクサ・キャピタル・グローバル・エクイティ・ファンド
	運用方針	純資産価額の3分の2以上を、世界の規制市場で上場、値付けもしくは取引されている株式に投資することにより、積極的な分散投資のポートフォリオによる長期的な元本の増大を目的として運用を行います。(委託会社は本ファンドの運用についてキャピタル・インターナショナル・マネジメン・カンパニーSARLを副投資マネージャーに任命しました。)
	委託会社	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.74300%~0.77300%程度*	

*7 「世界株式プラス型」の運用関係費は、各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

特別勘定名: 新興国株式型

基本資産 配分比率	新興国株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>
	運用方針	マザーファンド*8受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
	委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.55000%程度	

*8 「エマージング株式インデックス・マザーファンド」のことをいいます。

特別勘定名:SDGs世界株式型

基本資産 配分比率	世界株式100%	
利用する 投資信託	投資信託名	エピック・グローバル・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド
	運用方針	サステナブル投資に焦点を当てた積極的な分散投資のポートフォリオにより、中位以上のリスクレベルで長期的な元本の増大を目的として運用を行います。純資産価額の80%以上を実質的に株式に配分します。本ファンドは、SFDR第9条*9の開示要件の対象となる金融商品です。
	委託会社	アーキタス・マルチマネージャー・ヨーロッパ・リミテッド
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率1.27000%程度	

*9 「SFDR第9条」とは、欧州連合(EU)のサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)で最も厳格な開示要件を定めるものであり、本ファンドはSFDR第9条の開示要件の対象であるため、ファンドが投資家(この場合の「投資家」はアクサ生命を指します)に対して契約前の開示でサステナブル投資をどのように達成するかを説明する必要があります。

特別勘定名:外国債券型

基本資産 配分比率	外国債券100%	
利用する 投資信託	投資信託名	外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)
	運用方針	主として、マザーファンド*10の受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
	委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度	

*10 「外国債券インデックスマザーファンド」のことをいいます。

特別勘定名:世界債券プラス型

基本資産 配分比率	世界債券100%	
利用する 投資信託	投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3
	運用方針	マザーファンド*11受益証券への投資を通じて、主として世界各国の投資適格債(BBB格以上)を投資対象に分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本として、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
	委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.57200%程度	

*11 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」のことをいいます。

特別勘定名: オーストラリア債券型

基本資産 配分比率	オーストラリア債券100%	
利用する 投資信託	投資信託名	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド (適格機関投資家専用)
	運用方針	マザーファンド*12受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建の国債、州政府債、国際機関債および事業債などの公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス(円換算)をベンチマークとします。
	委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.34100%程度	

*12 「アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド」のことをいいます。

特別勘定名: 金融市場型

基本資産 配分比率	短期金融資産100%	
利用する 投資信託	投資信託名	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B) (適格機関投資家私募)
	運用方針	マザーファンド*13受益証券への投資を通じて、主として円建の短期公社債や短期金融商品に投資し、安定した収益の確保をめざします。
	委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
運用関係費	投資信託の純資産額に対して 年率0.03575%~0.50600%程度*14	

*13 「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド(適格機関投資家私募)」のことをいいます。

*14 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

※「金融市場型」は株価、債券価格、為替などの変動の影響を受ける可能性が低いことを想定した特別勘定です。ただし、低金利(マイナス金利を含む)環境下では、「金融市場型」の積立金の増加が期待できないだけでなく、諸費用の控除などにより積立金が減少することもありますのでご注意ください。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。

なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。

主な運用リスク	
資産配分リスク	収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合などには、資産価値が減少することがあります。
株価変動リスク	一般に株式の価格は大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	有価証券の発行体の経営・財務状況の悪化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。
流動性リスク	市場における売買量の欠如などの理由により、最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被り、資産価値が減少することがあります。
為替リスク	外国為替相場の変動による外貨建資産の価格変動により、資産価値が減少することがあります。
派生商品(デリバティブ)取引のリスク	先物取引などのデリバティブ取引による運用は、デリバティブ商品と対象資産との間で相関性が低下し、本来の目的を達することができないことで資産価値が減少することがあります。

特別勘定の資産運用に関する事項は、概要を示しています。
 次の内容については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

- 目的および基本的性格ならびにしくみ
- 投資方針、投資対象
- 運用体制、主な投資制限
- 投資状況、投資資産および運用実績
- 貸借対照表、損益および剰余金計算書ならびに附属明細表
- 沿革
- 純資産額計算書
- 設定および解約の実績

- 最新版の「特別勘定のしおり」は、アクサ生命ホームページからご覧いただけます。
 詳しくは裏表紙の「デジタル約款・特別勘定のしおりのご案内」をご確認ください。

■ 特別勘定資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、将来変更することがあります。

	運用対象	評価方法
1	有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取り扱いが適当とされる資産	時価評価
2	1 以外の資産	原価法
3	デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務	時価評価(評価差額を損益に計上)
4	外貨建資産および負債の換算方法	期末時換算法

■ 特別勘定グループについて

- この保険には複数の特別勘定グループが設定できることとなっておりますが、ご契約者の利用できる特別勘定は、この保険のご契約された特別勘定グループ内のものに限られます。
- ご契約者は、この保険のご契約された特別勘定グループ内の特別勘定に、保険料の繰入れ、繰入割合の指定・変更または積立金の移転をすることができます。しかし、他の特別勘定グループの特別勘定へは、保険料の繰入れや積立金の移転をすることはできません。

■ 特別勘定への繰入日

保険料の特別勘定への繰入日は次のとおりです。

● 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合

			繰入日
【月払の場合】 第1回保険料	第1回保険料のお払込みがあった日*2	月の初日から15日までの場合	第1回保険料のお払込みがあった日の属する月の翌月1日
【年払*1の場合】 1回目に繰り入れる 月払保険料		月の16日から末日までの場合	第1回保険料のお払込みがあった日の属する月の翌月16日
【月払の場合】2回目以後の保険料 【年払の場合】2回目以後に繰り入れる月払保険料			月単位の契約応当日*3

- *1 年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。
- *2 第1回保険料が口座振替により払い込まれた場合、振替日に第1回保険料のお払込みがあったものとします。(団体取扱の場合など、ご契約によっては異なる場合があります。)
- *3 【月払の場合】第1回保険料の繰入日をご契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、払込期月の到来した2回目以後の保険料は第1回保険料と同日に繰り入れます。
【年払の場合】1回目の繰入日をご契約日の直後に到来する月単位の契約応当日以後となる場合、その月単位の契約応当日までに繰り入れるべき月払保険料は、1回目と同日に繰り入れます。

● 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合

		繰入日
【月払の場合】第1回保険料 【年払*4の場合】1回目に繰り入れる月払保険料		ご契約日
【月払の場合】2回目以後の保険料 【年払の場合】2回目以後に繰り入れる月払保険料		月単位の契約応当日

- *4 年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

諸費用について

18ページ(注意喚起情報)「お客さまにご負担いただく費用」をご確認ください。

注意喚起情報

この注意喚起情報のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

▶ お客さまにご負担いただく費用

第1 保険期間中にかかる費用

以下の各費用の合計額をご負担いただきます。

■ 保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取扱内容
1 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
2 特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率 0.50% ($0.50\% / 365日$)を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。 ^{*1}
3 基本保険金額保証に関する費用	また、積立金額に対して年率 0.25% ($0.25\% / 12ヵ月$)を乗じた金額を、月単位の契約応当日始 ^{*2} に積立金から控除します。 ^{*1}
4 死亡保障などに必要な費用(危険保険料)	月単位の契約応当日始 ^{*2} に積立金から控除します。 ^{*1}
5 保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.1%~0.2% (保険料払込期間に応じます。)を乗じた金額を、特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。 ※このほか、3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用(被保険者の性別、年齢などにより異なります。)を保険料から控除します。

*1 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料(年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の特別勘定への繰入の際に、ご契約日から第1回保険料繰入日前までの費用としてアクサ生命所定の方法で計算した金額を積立金額から控除します。

*2 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料(年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の繰入日の後に到来する月単位の契約応当日始とします。

※保険関係費(上表1~5)の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

※契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます(特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。)

特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は「**契約条件・特別条件承諾書**」でご確認ください。

■ 運用関係費

項目	費用	ご負担いただく時期
運用 関係費	安定成長バランス型 投資信託の純資産額に対して 年率0.44990%程度 *3	特別勘定にて利用 する投資信託にお いて、毎日、投資信 託の純資産額から 控除します。
	積極運用バランス型 投資信託の純資産額に対して 年率0.50355%程度 *3	
	日本株式型 投資信託の純資産額に対して 年率0.06050%程度	
	日本株式プラス型 投資信託の純資産額に対して 年率0.82600%程度	
	外国株式型 投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度	
	外国株式プラス型 投資信託の純資産額に対して 年率0.49500%程度	
	世界株式プラス型 投資信託の純資産額に対して 年率0.74300%~0.77300%程度 *4	
	新興国株式型 投資信託の純資産額に対して 年率0.55000%程度	
	SDGs世界株式型 投資信託の純資産額に対して 年率1.27000%程度	
	外国債券型 投資信託の純資産額に対して 年率0.06160%程度	
	世界債券プラス型 投資信託の純資産額に対して 年率0.57200%程度	
	オーストラリア債券型 投資信託の純資産額に対して 年率0.34100%程度	
金融市場型 投資信託の純資産額に対して 年率0.03575%~0.50600%程度 *5		

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。

したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*3 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*4 「世界株式プラス型」の運用関係費は、各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

*5 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

第1 保険期間中、解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用

■ 解約控除

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※保険料払込年月数*が10年未満の場合、**基本保険金額の減額、自動定額払済介護定期保険への変更、ユニット・リンク払済介護保険(終身移行型)や定額払済介護定期保険への変更にも解約控除がかかります。**

※早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、**払いもどし金がまったくない**場合もあります。

* 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数。

第1保険期間中、積立金の移転にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金 移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は 無料 、2回目からは1回につき 2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は 無料 、2回目からは1回につき 800円	

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は、将来変更される可能性があります。

年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金 管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 年金額に対して 1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

▶ 投資リスクについて

- 第1保険期間中の**積立金額、払いもどし金額**などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)します。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カウンターリスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額や積立金額に最低保証はありません。)**
- 第2保険期間の保険金額が、**基本保険金額を下回る場合があります。**
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

▶ その他留意事項について

- お客さまが積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクなどが異なることとなりますのでご注意ください。

※特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」をご確認ください。

▶ この保険の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。

引受保険会社の名称：アクサ生命保険株式会社

引受保険会社の本社所在地：〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

引受保険会社の連絡先：アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL 0120-936-133 ホームページアドレス <https://www.axa.co.jp/>

▶ この保険は生命保険商品です。

この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険商品**です。預金ではありません。

- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

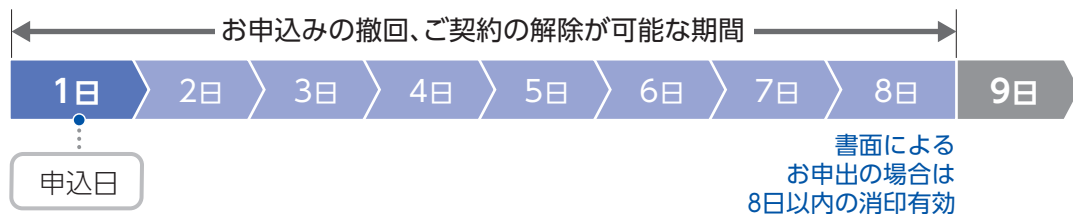
▶ お申込みの撤回、ご契約の解除について(クーリング・オフ制度)

申込者またはご契約者は、書面・アクサ生命ホームページ*1でのお申出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

*1 <https://www.axa.co.jp/>

「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合

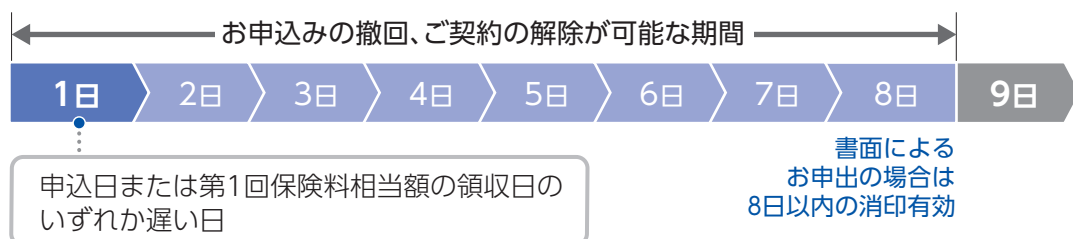
ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。



「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料相当額(第1回保険料を含みます。以下同じ。)の領収日*2のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

*2 クレジットカードにて第1回保険料相当額をお支払いいただく場合は、アクサ生命がクレジットカードによる保険料のお払込みを承諾したとき。



アクサ生命指定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取り扱いができない場合があります。

〈書面によるお申出の場合〉

- 郵便により以下までお申出ください。
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
アクサ生命保険株式会社 契約部 宛

- 書面には下記の事項をご記入ください。

- ① お申込みの撤回などを旨
- ② 申込者またはご契約者の氏名(自署)、住所
※ご契約者が法人の場合はゴム印可
- ③ 申込書の押印と同一印(申込書に押印された場合)
- ④ 取扱店名
- ⑤ 領収証番号(第1回保険料充当金領収証を受領している場合)
- ⑥ 申込日、商品名
(クレジットカードにて第1回保険料相当額をお払込みになる場合)

記入例

①	申込みを撤回します。
②	申込者(契約者) 阿草 太郎(自署) 印 ③
③	住所 〒100-1111 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
④	取扱店名 〇〇〇営業所
⑤	領収証番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
⑥	申込日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 商品名 〇〇〇〇

▶ 告知について

健康状態などでアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。(告知義務)
正しく告知されなかった場合、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金のお支払いなどができないことがあります。

- 告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできないことや、特別な条件をつけてご契約をお引き受けすることがあります。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金のお支払いなどができないことがあります。

- **告知義務違反となる場合には、ご契約を解除することがあります。**
- **生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。**
「告知書」(アクサ生命所定の端末に表示された告知画面に入力する方法を含みます。)に記入したことが告知となります。

- アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求の際に、お申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

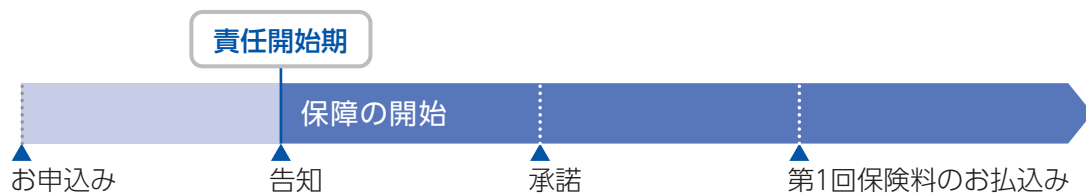
▶ 保障の開始について

アクサ生命がご契約のお引き受けを承諾した場合には、第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)の払込方法などに応じて定められているときから保障が開始されます。

(1)「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合

- 「アクサ生命がお申込みを受けたとき」または「告知のとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。

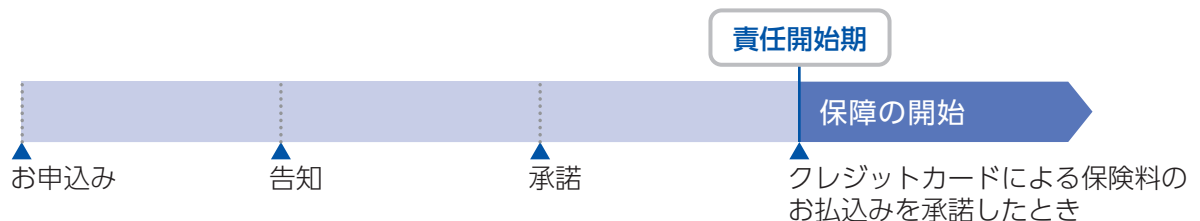
(例)



(2) クレジットカードにより第1回保険料をお払込みいただく場合

- 「告知のとき」または「アクサ生命がクレジットカードの有効性などの確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾したとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。
- クレジットカードのご使用状況などの理由によりその有効性などの確認ができない場合は保障は開始されません。

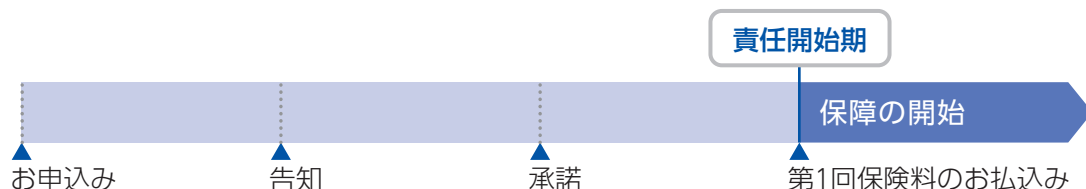
(例)



(1) (2) 以外の場合

- 「告知のとき」または「アクサ生命が第1回保険料を受け取ったとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。

(例)



- 団体取扱の場合など、ご契約によっては上記と異なる場合があります。
- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」の中途付加および特約のみの解約はお取り扱いしません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みをアクサ生命が承諾したときに成立します。生命保険募集人には、保険契約締結の代理権はありません。

▶ 保険金のお支払いなどについて

保険金のお支払事由が生じた場合や、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合などは、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

- お支払事由、請求手続きなどは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- アクサ生命ホームページ(<https://www.axa.co.jp/>)には「**保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例**」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

▶ 保険金が支払われない場合などについて

保険金のお支払いなどができないことがあります。

- お支払事由に該当しない場合
 - ・ 責任開始期前のケガまたは疾病を原因とする場合 など
- 免責事由に該当した場合
 - ・ 責任開始日から3年以内における被保険者の自殺
 - ・ 受取人などの故意によるお支払事由該当 など
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ご契約が、詐欺による取り消しまたは不法取得目的により無効となった場合
- ご契約者の故意または重大な過失などにより、保険料の払込免除事由に該当した場合
- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合

▶ 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料払込の猶予期間、ご契約の無効について

保険料は、払込期間中にお払込みください。

- 払込期間中にお払込みの都合がつかない場合のために、第1回保険料払込の猶予期間があります。
- 第1回保険料払込の猶予期間中にお払込みがないと、ご契約は無効となり、保障がなくなります。この場合、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

▶ 2回目以後の保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活などについて

保険料は、払込期月中にお払込みください。

- 払込期月中にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間があります。
- 猶予期間中にお払込みがないと、ご契約は失効し、保障がなくなります。
- 第1保険期間中、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合でも、払いもどし金*があるときは、自動的に保険金額を定額とする保険料払込済の介護定期保険(自動定額払済介護定期保険)に変更します。
 - ・ 契約条件に関する特約(08)が付加されたご契約の場合など、自動定額払済介護定期保険へ変更できないときがあります。
 - * 保険料払込年月数(年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数)が10年未満の場合、払いもどし金額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。
- 失効後**3ヵ月以内**であれば、ご契約の復活のお申し込みができます。
 - ・ この場合、告知(ご契約によっては診査)と、失効している期間の保険料のお払込みが必要です。
 - ・ 健康状態などによっては、復活できない場合があります。

▶ 解約・減額と払いもどし金について

第1保険期間中の払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額が払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額や積立金額に最低保証はありません。)

- 減額された場合、減額部分は解約されたものとして取り扱います。
この保険の解約または減額の詳細については、8ページ(契約概要)「解約および減額について」をご確認ください。

▶ 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合、お客さまにとって不利益となる場合があります。

- 多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、健康状態などにより新しいご契約をお引き受けできないことや、正しく告知をされなかったためにご契約が解除・取り消しとなる場合があります。

▶ ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

▶ 指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

▶ 借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

- 保険料を金融機関などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては払いもどし金などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難になるおそれがあります。したがって、借入金をお払込保険料に充当することを前提としたお申込みについてはお取り扱いいたしません。

▶ 特別勘定について

- この保険の特別勘定の詳細については、9ページ(契約概要)「特別勘定に属する資産の種類と運用方針などについて」および「特別勘定のしおり」をご確認ください。

▶ 主な税務のお取り扱いについて

記載の税務のお取扱いは、2024年5月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険料払込期間中の税法上のお取り扱いについて

- ご契約による払込保険料(正味払込保険料)は、一般生命保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される場合があります。
- 一般生命保険料控除は、受取人がご契約者本人か配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- アクサ生命が発行する「生命保険料控除証明書」は、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
- 団体取扱契約の場合は、企業・団体の担当者の認印で証明書に代える場合があります。

解約時の税法上のお取り扱いについて

- 解約時(払いもどし金額が必要経費(払込保険料総額)を上回り、差益が発生した場合)所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

保険金の税法上のお取り扱いについて

- 保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

死亡保険金をお受け取りのとき

ご契約者	被保険者	受取人	税の種類
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税(一時所得)、住民税
A	B	C	贈与税

● 保険金の非課税扱いについて

介護保険金、高度障害保険金などは、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、全額非課税になります。

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、次の内容についても必ずご確認ください。

団体などをご契約者とした場合のご注意

団体などをご契約者および死亡保険金などの受取人とし、従業員を被保険者とするご契約の場合には、死亡保険金などのご請求の際にご遺族などのご了解を要します。

団体取扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 団体取扱でご契約になれるのは、当該団体の所属員・構成員の方のみです。
 - ・ 団体取扱をご利用のご契約者が当該団体の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該団体から脱退後に、当該団体を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法（経路）に変更が必要となります。
 - ・ 他の払込方法（経路）に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

ご契約に関する相談・苦情窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談

アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL:0120-936-133

受付時間 月～金 9:00～18:00・土 9:00～17:00(日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

ご契約に関する苦情

アクサ生命お客様相談室

TEL:0120-030-775

受付時間 月～金 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

デジタル約款・特別勘定のしおりのご案内



パソコンから



アクサ生命ホームページ
www.axa.co.jp/

「ご契約のしおり・約款」をご覧になるときは

デジタル約款

「特別勘定のしおり」をご覧になるときは

変額保険各種情報

ボタンをクリック



「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご覧いただけます。



スマートフォンから



「ご契約のしおり・約款」を
ご覧いただけます。



「特別勘定のしおり」を
ご覧いただけます。

- アクサ生命ホームページのデザインは将来変更となる可能性があります。
- デジタル版をお選びいただいた場合でも、冊子の「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」と、ご契約上のお取り扱いに相違はございません。
- ご契約後に「ご契約のしおり・約款」をご覧いただく場合には、証券番号をご用意のうえ、アクサ生命ホームページからお入りください。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問い合わせ先・担当者